

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第七条関係）

改  
正  
案

現  
行

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ<sup>(1)</sup>、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一～五 （略）

六 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該長期信用銀行が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象その他当該長期信用銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

2  
(略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ<sup>(1)</sup>、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一～五 （略）

六 事業年度の末日において、当該長期信用銀行が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

2  
(略)

めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一（三）（略）

四 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一（四）（略）

五 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該長期信用銀行持株会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」といいう。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一（三）（略）

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一（四）（略）

五 事業年度の末日において、当該長期信用銀行持株会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」といいう。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

2（4）（略）

2  
3  
4

(略)